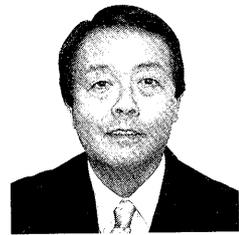


鳥飼重和

(鳥飼総合法律事務所代表弁護士)

『豊潤なる企業』

内部統制の真実



うに思い、会社に損害を与えている経営者がたくさんいる。伝統的価値観を否定するわけではありませんが、こと企業においては法の無視があまりにひどかった実態がある。

内部統制の話に戻せば、新しい法律が要求する社内情報の文書化などには多大なコストがかかる。モデルとなった米国のSOX法にも企業に厳しすぎるという批判がありました。日本でも同様の声が上がりますね。

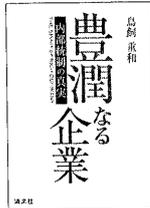
■大手の監査法人が法令違反で崩壊した影響により、監査のリスクを減らすために、広めの文書化を企業に求めている点があります。

それとともに、内部統制をめぐる議論が、経営者に対する「規制強化」という側面に偏っているのが問題です。内部統制は悪質な企業にとって厳しい規制ですが、優良企業は確実にクリアできざるはずの基準

です。それは社会から見ても当たり前の最低基準であり、経営者には「もつと上」を目指してほしい。

本書に私なりの経営論を加え『豊潤なる企業』というタイトルにしたのは、社会から尊敬される理想の企業をこの機会に追求するよう、経営者を励ましたかったからにはほかありません。

(聞き手 志摩和生・編集部)



社文 1575円
豊潤なる企業

内部統制は悪質な企業にとって厳しい規制ですが、優良企業は確実にクリアできざるはずの基準

内部統制の勉強をしようと思いい、変わったタイトルの本書が目にとまりました。ご専門の会社法などに関する法律論のほか、あるべき企業を論じる経営論が置かれている構成がユニークです。

■基本的なことから言うと、内部統制を義務化した法律は2つあって、1つは2006年施行の会社法、もう1つが金融商品取引法に組み込まれたもので08年から本格稼働します。

この2つが合体して、日本の経営者と、ひいては一般のサラリーマンの環境を大きく変えることは間違いないと思います。

とこと言え、企業と経営者の法的責任が非常に厳しく問われる社会になります。

会社法の領域では、取締役の責任の厳格化が1つのポイントですね。

■そもそもこれまでが甘すぎた。国策的にとくに上場企業とその役員を守ってきたのが戦後の日本でしたが、そういう時代が終わったということだ。

「訴訟社会」だからこそ「理想の経営」を訴える

談合などの法律違反を役員が犯しても、私腹をこやしたのでなければ、「会社のためにやったんだから」と甘く見る見方がかつて社会にもあったと思う。しかし、会社のために社会に迷惑をかけることは許されないと社会の見方が厳しく変わってきた。内部統制をめぐる法の整備は、この社会の意識変化を反映したものだと思います。

法律の改正、また弁護士の増加などで、投資家や消費者が企業を訴える

て「勝てる」条件が整ってきた、ということも本書で述べられています。いわゆる訴訟社会の到来ですが、最近の鳩山法相の発言のように、それは日本社会にそぐわないという意見もある。

■時代錯誤の意見だと思えます。これまで企業に甘すぎたため、たとえば日本の中小企業は特別背任の巢窟になっていませんか。会社を自分の私物のように